

熱中症を防ごう!

-令和2年に死亡災害3件発生-

福島県内の令和2年の熱中症による労働災害については、死者数は3人、**休業4日以上の死傷者数は20人**で、令和元年と比べて死者数、死傷者数ともに増加しました。

厚生労働省では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取り組みを進めています。

熱中症を予防するため、

「喉の渴きにかかわらず水分・塩分の摂取」「こまめな休憩の確保」

「暑さに慣れる期間の設定」「労働者の異変を認めたときの救急隊への要請」

などに取り組みましょう。

熱中症とは 高温の環境下で体温調節や循環機能などの働きに障害が起こる病気です。

熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I 度	<ul style="list-style-type: none">めまい・生あくび・失神 「立ちくらみ」という状態で、“熱失神”と呼ぶこともある。筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。“熱けいれん”と呼ぶことも。大量の発汗	小
II 度	<ul style="list-style-type: none">頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態。集中力や判断力の低下	
III 度	<ul style="list-style-type: none">意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、身体がガクガクと引きつけがある、まっすぐに走れない・歩けないなど高体温 体に触ると熱いという感触がある。“熱射病”、“重度の日射病”といわれていたもの。	大

熱中症死亡災害発生事例

番号	発生月	業種	被災者	発生状況
1	8月	建設業	男 40歳代	敷地の開発工事において、現場作業員としてアスファルトの舗装作業に従事していた。正午頃に休憩のため付近にあった公園の水飲み場に歩いて移動していたところ、倒れたため、直ちに病院に救急搬送されたが翌日に死亡した。(気温 34.2°C WBGT値 31.2°C)
2	8月	建設業	女 40歳代	集合住宅の解体工事現場にて、解体により生じた廃材を手作業で仕分けする作業を行っていたところ、倒れているのを発見され、救急搬送されたものの死亡した。(気温 32.9°C WBGT値 31.0°C)
3	8月	建設業	男 60歳代	配管撤去工事現場において、高所作業車にて配管等の撤去作業に従事していたところ、当該高所作業車上で死亡しているのが発見されたもの。(気温 29.8°C WBGT値 28.8°C)

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者の WBGT基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT基準値 °C
0 安静	◆安静◆楽な座位	33	32
1 低代謝率	◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け) ◆腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作) ◆立位でドリル作業(小さい部品)◆フライス盤(小さい部品) ◆コイル巻き◆小さい電機子巻き◆小さい力で駆動する機械 ◆2.5km/h以下での平坦な場所での歩き	30	29
2 中程度代謝率	◆継続的な手及び腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しつくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫) ◆軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする ◆2.5km/h~5.5km/hでの平坦な場所での歩き◆鍛造	28	26
3 高代謝率	◆強度の腕及び胴体の作業◆重量物の運搬 ◆ショベル作業◆ハンマー作業◆のこぎり作業 ◆硬い木へのかんな掛け又はのみ作業 ◆草刈り◆掘る◆5.5km/h~7km/hでの平坦な場所での歩き ◆重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る◆コンクリートブロックを積む	26	23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでのとても激しい活動◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を昇る◆平坦な場所で走る ◆7km/h以上で平坦な場所を歩く	25	20

注1 日本産業規格 JIS Z 8504(熱環境の人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

注3 (参考)休憩時間の目安※:暑熱順化した作業者において、WBGT基準値~1°C程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2°C程度超過しているときには30分以上の休憩、3°C程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりも長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典)米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の許容限界値(TLV)を元に算出。



福島労働局 労働基準部 健康安全課

TEL 024-536-4603

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 热中症

検索